

令和7年度

住宅省エネ改修促進補助金

この補助金は、地球温暖化防止対策の一環として、既存住宅の省エネルギー化を推進することを目的とし、既存住宅の所有者等に対してZEH水準への適合を図る断熱改修工事費等の一部に対して補助事業を実施します。

【 令和7年度 受付について 】

申請期間	事業着手予定日の30日以上前まで 令和7年6月2日（月）～令和7年12月26日（金） ※交付決定前に契約した工事は補助対象外です。 ※予算がなくなり次第、受付を終了します。
実績報告 提出期限	完了日から3か月後の末日又は令和8年2月27日（金）の いずれか早い日
提出方法	あいち電子申請または環境都市推進課窓口まで持参 （本人以外も可）
受付時間	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで （祝日及び12月29日から1月3日までを除く） ※提出期限が市役所の休みと重なる場合は、直前の開庁日が期限

【 提出・問い合わせ先 】

安城市 環境都市推進課 環境政策係（市役所北庁舎2階）

TEL：0566-71-2280

FAX：0566-76-1184

対象住宅

※全てに該当することが必要です。

- ・安城市内にある民間の既存住宅（１戸建ての住宅、長屋及び共同住宅）であること
 - ※ 店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の床面積が延べ面積の２分の１未満に限ります。（店舗等の部分は補助対象外）
 - ※ 公的事業主体（国、愛知県、安城市等）が所有するものは対象外です。
- ・過去に本事業の補助金の交付を受けた住宅でないこと
 - ※ 補助金の交付は、原則として１回限りとなります。
- ・他の補助制度により国、愛知県、安城市から補助を受けた住宅でないこと
 - ※ 補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合に限り、他事業の補助対象部分を除く部分について補助対象となる場合があります。

補助対象者

※全てに該当することが必要です。

- ・市内にある対象住宅の所有者または管理組合
 - ※ 管理組合が申請する場合、一申請で複数住戸についての申請が可能です。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。
 - ※ 共同住宅の区分所有者が共用部分（住戸の窓・ドア等）の改修を行う場合、管理組合の承諾が必要な場合があります。
- ・安城市税を滞納していないこと
- ・暴力団員ではないこと
- ・暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

補助対象事業

事業		内容
省エネ設計		・省エネ改修を目的とした調査・設計・計画（省エネ改修必須）
省エネ改修	全体改修	・省エネ改修後の住宅がＺＥＨ水準に相当することについて、ＢＥＬＳ等の第三者機関による評価・認証を受けている、または取得予定のもの（共同住宅等の場合も建物全体で評価・認証を受ける必要があります） ・全体改修に併せて実施する構造補強工事
	部分改修	・複数の開口部の断熱化（ 必須 ） ・躯体等の断熱化、設備の効率化に係るもの（任意）

※ 省エネ性能が向上する改修工事に限り、補助対象となります。

※ 塗装工事（断熱・遮熱）及び屋根の葺替工事は補助対象外となります。

補助要件

事業		内容
共通		・補助金の交付決定後に契約、事業着手すること ・実績報告の提出期限までに事業を完了し、実績報告書類を提出すること ・事業着手前に対象住宅がZEH水準を満たしていないこと ・原則、昭和56年（1981年）6月1日以降に着工された住宅であること※
省エネ設計		・省エネ改修と併せて行うこと（省エネ設計のみは対象外） ・省エネ改修補助を申請する際に必須ではない
省エネ改修	全体改修	・改修後の住宅がZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けていること（取得予定を含む） ・全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合は、以下のいずれかに該当すること ①構造計算により構造安全性が確認できるもの ②令和7年4月に施行した、建築基準法における壁量及び小径の基準により構造安全性が確認できるもの
	部分改修	・開口部（窓・ドア）の断熱改修工事を2か所以上行うこと ・カタログ等により、ZEH水準への適合が確認できること

※ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ①耐震診断（平成18年国土交通省告示第184号別添（大臣が同等と認めた方法を含む））により構造安全性が確かめられたもの
- ②省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの（過去に耐震改修を行ったものを含む）

・ZEH水準

日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。

・BELS

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）における表示すべき事項に関する第三者による評価をいう。

補助率・補助上限額

対象事業	補助率	補助上限額
省エネ設計・改修（ZEH水準）	5分の4	70万円／戸

- 以下のいずれかのうち、低い額が補助額となります。
 - ①モデル工事費または実際の工事費のいずれか低い額を合計した額×補助率（4/5）
 - ②補助上限額
- ※ モデル工事費に定めのない工事については、実際の工事費を加算したものとします。
- ※ 1,000円未満の端数が生じた場合は切捨てとします。
- 本補助金は国、愛知県からの補助金額が含まれています。

補助対象経費

補助対象経費※1		事業	
		全体改修	部分改修
省エネ設計	省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用	○	○
	改修設計内容についてBELS等の評価・認証を受けるために必要な費用	○	—
省エネ改修	開口部の断熱化に係る改修工事費用	○	○
	躯体等の断熱化に係る改修工事費用※2	○	○
	設備の効率化に係る工事費用※3	○	○
	（建築物の重量化に伴う）構造補強工事費用※4	○	—

※1 補助対象経費であっても、他の補助制度（国、県、市）との併用はできません。

※2 塗装工事（断熱・遮熱）及び屋根の葺替工事は補助対象外となります。

※3 開口部や躯体等の断熱化に係る工事における補助金の交付額以下とします。

※4 構造安全性を確保するため、全体改修と併せて構造補強工事を行う場合に限りです。

モデル工事費（ZEH水準）

1 開口部の断熱化に係る改修工事

部 位	対象となる改修工事			モデル工事費
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換※1	大	1.4㎡以上 ※3	112,000円/枚
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満 ※3	80,000円/枚
		小	0.1㎡以上0.8㎡未満 ※3	32,000円/枚
	内窓設置・外窓交換 ※2	大	2.8㎡以上 ※4	272,000円/箇所
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満 ※4	216,000円/箇所
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満 ※4	176,000円/箇所
ド ア	ドア交換	大	開戸：1.8㎡以上 ※4	392,000円/箇所
			引戸：3.0㎡以上 ※4	
		小	開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満 ※4	344,000円/箇所
			引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満 ※4	

※1 ガラスの交換は、個所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助します。

※2 内窓交換を含みます。

※3 ガラスの寸法とします。

※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠または開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とします。

2 躯体等の断熱化に係る改修工事

部位	断熱材の区分	断熱材の熱伝導率 (W/m・K)	モデル工事費
外壁	A～C	0.052～0.035	225,000円/㎡
	D～F	0.034以下	338,000円/㎡
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	80,000円/㎡
	D～F	0.034以下	137,000円/㎡
床	A～C	0.052～0.035	280,000円/㎡
	D～F	0.034以下	420,000円/㎡

3 設備の効率化に係る工事

設備種別		モデル工事費
太陽熱利用システム		452,000円/戸
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの	184,000円/台
	上記以外	168,000円/台
高断熱浴槽		437,000円/戸
高効率給湯器 ・ヒートポンプ給湯機（エコキュート） ・潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） ・潜熱回収型石油給湯機（エコフィール） ・電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）		279,000円/戸
節湯水栓		63,000円/台
燃料電池システム（エネファーム）		モデル工事費なし
コージェネレーション設備		モデル工事費なし
蓄電池		510,000円/戸
LED照明		モデル工事費なし

1 開口部の断熱化に係る改修工事

以下のいずれかに該当すること

- ①「子育てグリーン住宅支援事業」において開口部の改修（「断熱等」の機能を有するものに限る。）に型番登録された建材のうち、1戸建ての住宅においては性能区分B以上、共同住宅においては性能区分C以上であること
- ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準※への適合が確認できるもの

2 躯体等の断熱化に係る改修工事

以下のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等がZEH水準の仕様基準※に適合するもの

- ①「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている建材であること
- ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準※への適合が確認できるもの

※ ZEH水準の仕様基準

「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

3 設備の効率化に係る工事

以下のいずれかに該当すること

- ①「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること
- ②カタログ等により以下の仕様を満たすものであることが確認できること

設備種別※1		仕様（ZEH水準）
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JIS※5 A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS※5 A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの以外	JIS※5 A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS※5 A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」またはJIS※5 A5207:2019またはJIS※5 A5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。
	掃除しやすい機能を有するもの	上記の節水に関する基準に加え、（1）～（3）のいずれかを満たすトイレであること。 （1）総高さ700mm以下に低く抑えていること。 （2）背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。 （3）便器ボウル内を除菌※する機能を備えていること。 ※第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。 ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

高断熱浴槽※2		JIS※5 A5532 :2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）※3	JIS※5 C 9220 :2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上であること。
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）※3	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）※3	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であること。
節湯水栓※4		JIS※5 B2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。（浴室シャワー水栓に限る。）
燃料電池システム（エネファーム）		燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付け可）
コージェネレーション設備		ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS※5 基準（JIS※5 B8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
蓄電池		定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
LED照明		工事を伴うものに限る。

※1 節水型トイレ及び節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。それ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。

※2 高断熱浴槽の設置：次のいずれかに該当すること。

- ・「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかとの2点セット（既設可）
- ・「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」いずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）との3点セット（既設可）

※3 高効率給湯器（ハイブリッド給湯器を除く）の設置：高断熱浴槽と節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）との3点セットに限る。（既設可）

※4 節湯水栓の設置：浴室シャワー水栓に限る。また、次のいずれかに該当すること。

- ・「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかとの2点セット（既設可）
- ・高断熱浴槽と「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」いずれかとの3点セット（既設可）

※5 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

補助金受給までの手続き

交付申請

必要書類をあいち電子申請または窓口にて提出してください。

事業着手予定日の**30日以上前までに申請が必要です。**

※ 交付決定前に契約を締結し、または着工した場合は補助対象外です。

必要書類	注意事項	✓
交付申請書（様式第1）	・ 交付申請書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。 ・ 日付、金額、申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなりますのでご注意ください。 ・ 複数の改修工事を行う場合は最も早い着手予定日と最も遅い完了予定日を記入してください。	
内訳書（様式第1-1）	・ 見積書の内容と一致しているかを確認します。 ・ 諸経費等、値引きの項目に記載する金額は、全体工事費に占める補助対象工事費の率で按分し、実際の工事費に計上してください。	
住宅の所有者、建築年、延べ面積が分かる書類	・ 直近3か月以内に発行された名寄せ（土地・建物）、登記事項証明書等（原本） ・ 登記情報提供サービスにおいて提供される登記情報は閲覧用のため、住宅の登記事項証明書にはなりません。 ・ 建築年が昭和56年頃で「地震に対する安全性が確認できる書類」を提出しない場合は、建築確認年月日が分かる書類（建築確認済証の写し、台帳記載事項証明等）を添付してください。	
位置図	・ 住宅の配置が分かる住宅地図等 ・ 現地確認に伺う場合があります。対象住宅に印をつけてください。	
平面図、立面図、断面図等	・ 住宅全体の図面に省エネ改修を行う位置と改修内容（改修室、改修部位、補助対象建材、設備等）を明示してください。	
省エネ改修に係る見積書の写し	・ 施工会社名、申請者氏名、工事ごとの金額の内訳、建材、寸法、仕様、施工方法等が確認できるもの。（見積書で使用建材等の記載がない場合は別途、工事の内容の分かる書類を提出してください。） ・ 施工部位ごとの費用（税抜）を記載してください。（費用額は内訳書に記載する費用額と同じにしてください。） ・ 見積書に補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象とそれ以外がわかるよう明示してください。	
現況写真等 （カラー写真2種）	①住宅全景（正面及び側面）の写真 ②改修する部分の写真（既存設備を含む。） ・ 撮影場所、撮影日（直近3か月以内であること）、現況がZEH水準を満たしていないことの説明（例：現状はアルミサッシの単板ガラス窓でZEH水準を満たしていない等。）を記載し、工事写真台帳形式で整理してください。 ・ 必ずカーテンなどを開けて撮影し、窓（サッシ）全体が写るように撮影してください。	

必要書類	注意事項	✓
B E L S評価書等の写し	・全体改修の場合のみ ・交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式	
建材、設備等の内訳、仕様等が確認できる書類	・部分改修のみ ・子育てグリーン住宅支援事業に登録されている場合は登録されていることがわかるもの ・上記登録が確認できない場合は、建材メーカーの発行するカタログ（メーカー、仕様・性能、型番、製品番号、JIS規格等が分かるもの） ・該当の品番等をメーカー等で示してください。	
地震に対する安全性が確認できる書類	・昭和56年5月31日以前に着工された建物の場合のみ ・本工事に併せて耐震改修を実施する場合は、耐震改修費補助金交付決定通知書等 ・本工事を行う前に耐震改修を実施した場合は、耐震性能証明書（参考様式）	
他の補助金等申請書の写し	・該当がある場合のみ	

＊その他注意事項＊

- ・申請方法は2種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
- ・交付申請書の提出時に滞納状況の確認を行います。
- ・提出日前1週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
- ・必要に応じて、追加書類等を求めることがあります。
- ・提出書類に不備等があった場合、申請順の保証、予約または確保はいたしません。

〈あいち電子申請〉

- ・市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
- ・様式第1はPDF形式で提出してください。



〈窓口〉

- ・来庁時にあいち電子申請で受付の手続きをしていただきます。
- ・審査結果は後日、あいち電子申請で入力したメールアドレスにてご連絡します。

交付決定

- ・審査後、申請者へ交付決定通知書を送付します。
- ※ 審査期間は概ね30日程度となります。
- ・交付決定通知書が手元に届いてから、契約・事業着手してください。
- 交付決定前に契約を締結し、または着工した場合は交付決定を取消します。

変更申請

- ・交付決定通知後、やむを得ず事業内容を変更する場合は、速やかに変更申請書（様式第3）と内訳書（様式第1-1）、必要書類をご提出ください。
- ・軽微な変更（6ヶ月未満の事業完了予定日の延長（実績報告書提出期限内に限る。）、補助金の額に変更がない工事内容の変更）の場合は変更申請は不要ですが、実績報告時に交付決定時より変更した内容がわかる書類を添付してください。

実績報告

完了日から3か月後の末日又は2月27日（金）のいずれか早い日までに実績報告書類と補助金交付請求書をあいち電子申請または窓口にて提出してください。

実績報告書類の内容は、交付申請時に提出した見積書や内訳書に記載されている工事内容、仕様、数量等と合致している必要があります。

必要書類	注意事項	✓
実績報告書（様式第7）	・実績報告書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。 ・日付、申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなりますのでご注意ください。	
内訳書（様式第1－1）	・見積書の内容と一致しているかを確認します。	
施工チェックリスト（様式第7－1）	・施工事業者が作成してください。	
補助金等交付請求書	・指定口座は申請者本人のものです。請求金額の訂正はできません。 ・口座番号等に誤りがあると、振り込みに時間がかかります。ご注意ください。	
契約の事実が確認できる書類の写し	・工事請負契約書（または注文書と請書）の写し ・お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。	
支払いを証する書類の写し	・申請者名義の領収書等の写し ・但し書きとして、補助対象事業であることがわかるよう、内容を記載してください。	
工事施工中のカラー写真	・交付申請内容のとおり施工されていることが確認できるように現場写真を撮影してください。 開口部：開口部を撤去した時点の写真（該当の場合のみ） 躯体等：仕上材等を撤去し、断熱材を設置している写真 設備：既存設備を撤去した時点の写真（該当の場合のみ） LED照明については、工事施工中の写真 ・窓のガラス交換、躯体の断熱改修工事については、品番及び数量が把握できるように納品時の梱包写真も提出してください。 ・写真の撮影方法については、施工チェックリスト（様式第7－1）をあわせてご確認ください。 ・撮影場所、撮影日等を記載し、工事写真台帳形式で整理してください。	
工事完了後のカラー写真	・工事完了後の現場写真及び仕様が分かるように撮影をしてください。 開口部：開口部を設置完了した後の写真 躯体等：周辺の仕上を含め、工事が完了した後の写真 設備：設備設置後の写真 メーカー、型番、製造番号の拡大写真 ・写真の撮影方法については、施工チェックリスト（様式第7－1）をあわせてご確認ください。 ・撮影場所、撮影日等を記載し、工事写真台帳形式で整理してください。	

必要書類	注意事項	✓
出荷証明書等の写し	・品番または型番、及び数量が確認できるもの	
B E L S評価書の写し	・全体改修で申請時に評価申請書及び添付書類一式を提出した場合のみ	
省エネ設計を実施したことが分かる資料	・省エネ設計を実施した場合のみ ・省エネ設計を実施したことがわかる調査資料や改修設計図、工事計画書等	
構造安全性能を証明できる書類	・全体改修と併せて構造補強工事を実施した場合のみ ・構造補強工事を実施したことが確認できる書類または構造安全性能証明書（参考様式）	
地震に対する安全性が確認できる書類	・昭和56年5月31日以前に着工された建物で、省エネ改修と併せて耐震改修を実施した場合のみ ・耐震改修工事を実施したことが確認できる書類または耐震性能証明書（参考様式）	

＊その他注意事項＊

- ・申請方法は2種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
- ・実績報告書の提出時に滞納状況の確認を行います。
- ・提出日前1週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
- ・必要に応じて、追加書類等を求めることがあります。

〈あいち電子申請〉

- ・市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
- ・様式第7はPDF形式で提出してください。



〈窓口〉

- ・来庁時にあいち電子申請で受付の手続きをしていただきます。
- ・審査結果は後日、あいち電子申請で入力したメールアドレスにてご連絡します。

補助金交付

審査後、指定口座に振込みをします。（1か月程度）

※ 振込みに際して市から申請者に通知はありません。

計画の中止等

交付決定通知後、補助事業を中止（廃止）する場合は、中止（廃止）申請書（様式第5）をご提出ください。

交付決定の取消し

次のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取消し、また既に交付した補助金の全部又は一部を返還いただくことになります。

- 1 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- 2 安城市住宅省エネ改修促進補助金交付要綱又は関係法令に違反する行為があったとき

※ 実績報告書の提出期限までに手続きが完了しなかった場合など

よくある質問

Q. 他の補助金等と併用することはできますか

A. 愛知県環境局が実施している愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金については、当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで制度を併用することは可能です。

また、以下に例示した国から交付される省エネ改修等に係る補助については、工事契約及び工期が別で、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合などに限って当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで併用できます。

- 住宅省エネ2025キャンペーン（国）

- 「子育てグリーン住宅支援事業」、「先進的窓リノベ事業」、「給湯省エネ事業」

- 既存住宅における断熱リフォーム支援事業（国）

Q. 住宅の所有者以外でも補助を受けることができますか

A. 個人、法人等は問いませんが、省エネ設計・改修を実施する住宅の所有者（共同住宅の区分所有者を含む。）又は共同住宅の管理組合※が補助対象者となります。

ただし、公的機関の所有する住宅は対象となりません。

※ 管理組合：区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人

Q. 管理組合が複数住戸をまとめて申請することはできますか

A. 共同住宅の申請は区分所有者により戸毎に申請していただくほか、管理組合により一申請で複数住戸について申請することも可能です。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。なお、管理組合が申請を行う場合には、区分所有法第39条第1項に規定する集会決議のうち、管理組合として補助申請することを決議したときの議事録や議決書の写しの添付が必要になります。

Q. 工事請負契約をせずに所有者自らが行う（DIY）改修は対象になりますか

A. DIYで行うものは補助対象になりません。

Q. 新築や建替は補助の対象になりますか

A. 新築、増築建替は対象となりません。既存住宅の改修のみが補助対象です。

Q. 設計と改修工事を分けて申請することはできますか

A. 設計と改修は分けて申請することができませんので、どちらについても補助を受けた場合には、交付申請は合わせて行っていただく必要があります。

Q. 補助を受けて改修を行った住宅を再度改修する場合にも補助を受けられますか

A. 全体改修か部分改修かに関わらず、補助対象となるのは1住戸あたり1回までです。

Q. 設備の効率化に係る工事のみでも補助対象となりますか

A. 設備の効率化に係る工事のみでは補助対象とはなりません。設備の効率化に係る工事については、複数の開口部の断熱化工事と併せて行う必要があります。また、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下である必要があります。

Q. 既設設備の更新も補助対象となりますか

A. 改修後の設備がZEH水準の仕様基準を満たす場合には対象となります。ただし、既設の設備がZEH水準の仕様基準を満たしている場合には対象なりません。

Q. 増築にあたって既存部分の設計・改修を行う場合は補助対象となりますか

A. 既存住宅の設計・改修に係るもののみが補助対象となります。例えば、増築部分との接続部等における開口部の改修等は含むことができません。

Q. 部分改修における開口部とは

A. 開口部は任意の位置を対象としたもので構いませんが、居間等の滞在時間の長い主要な室や、省エネ性能の低い開口部を対象としていただくなど、省エネ性能の向上のために適切な位置となるように努めていただくことが望ましいです。

Q. ZEH水準の仕様基準に適合する建材・設備とはどのようなものですか

A. 開口部、躯体（断熱材）については、ZEH水準の仕様基準に適合するものとして「子育てグリーン住宅支援事業」の型番リストで公開されている型番の建材が使用可能です。ただし、省エネ基準地域区分に適合していることや、断熱材の厚さが仕様基準に適合するように施工されることを確認する必要があります。
また、その他カタログ等によりZEH水準の仕様基準への適合が確認できるものも使用可能です。設備については、「子育てグリーン住宅支援事業」の型番リストで公開されている型番の設備機器、その他カタログ等により所定の要件への適合が確認できるものが使用可能です。

補助金受給までの手続き

申請者

1 交付申請

令和7年6月2日(月)～令和7年12月26日(金)に
あいち電子申請または窓口にて提出してください
※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。

事業着手予定日の30日以上前までに申請
※ 交付決定前に契約した工事は補助対象外です

申請者へ交付決定通知書が郵送される

2 交付決定

3 事業着手

- 交付決定通知書が手元に届いてから、
契約を締結し、着工してください。
- 申請内容に変更があった場合は、
速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

4 実績報告

完了日から3か月後の末日または
令和8年2月27日(金)のいずれか早い日までに
あいち電子申請または窓口にて提出してください

指定口座に振込み
(実績報告から1か月程度)

5 補助金交付

安城市
環境都市推進課（北庁舎2階）

- 各種様式のデータは市公式ウェブサイトに掲載しています。
(ホーム>生活・サービス>お得な制度>住宅省エネ改修促進補助金制度)
- 書類作成にあたっては、記入例をご確認ください。
- 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。